

(仮 訳)

金融市場の動向とバーゼル銀行監督委員会の活動

2007年10月9日

バーゼル銀行監督委員会(以下、「バーゼル委」という。)の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、10月8日及び9日に開催された同委会合の閉会にあたり、「バーゼル委のこれまでの継続的な取組みは、最近の金融市場における混乱によって明らかとなった課題やリスクに対応していくうえで有用である」と述べた。

バーゼル委は、バーゼルⅡを実施すること、流動性リスク等の分野において監督やリスク管理の実務を強化すること、及び複雑で流動性の低い商品に関する評価実務の堅実性や市場の透明性を改善することの重要性を特に強調した。

自己資本比率規制の枠組みの強化

バーゼル委のメンバーは、バーゼルⅡの実施が、銀行の自己資本をそのリスク特性の変化に対応させるのに有用であるとの意見で一致し、また、バーゼルⅡ実施の影響をバーゼル委が注視していくことについて合意した。バーゼルⅡの枠組みは、証券化エクスポージャーや資産担保コマーシャルペーパー(ABCP)・プログラムに係る流動性補完などのリスク測定及びその管理を向上させるインセンティブにもなるであろう。

バーゼル委はまた、トレーディング勘定で保有されている複雑で流動性の低いクレジット商品に関連するデフォルト・リスクに対応して、銀行に自己資本の保有を求める新たな基準の導入に関する作業を進めてきた。バーゼル委は、基準案を市中協議に付すこと、及び当該基準案が銀行の所要自己資本に及ぼす影響を評価することについて合意した。

バーゼル委はまた、第2の柱(監督上の検証プロセス)の重要な役割を強調した。この件に関して、バーゼル委は、第2の柱の実施に関する様々な論点の検討を行っているところである。

流動性リスクの監督・規制

バーゼル委は、各国における流動性リスク(資金繰りリスク)の監督・規制手法の調

査を今年開始した。この作業は、市場環境が逼迫した場合の流動性リスクに対する銀行や監督当局の評価のあり方や、オフバランス取引に係る流動性リスクといったことに関する、最近の市場での出来事から得られた教訓も考慮するものとなるであろう。

銀行による公正価値評価の実務

公正価値オプションの利用について2006年6月に公表したガイダンスや、トレーディング勘定に関して現在進めている作業を基にして、バーゼル委は、公正価値の見積り(公正価値評価手法における市場流動性の評価を含む。)の信頼性と監査可能性を評価する取組みを今年開始した。

透明性と情報開示

バーゼルⅡ第3の柱(市場規律)の導入に伴い、銀行のリスク特性に関して市場で入手できる定量的・定性的情報は改善するであろう。このように開示の対象となる情報には、証券化エクスポージャーに係るリスク、当該エクスポージャーの性質、及び銀行が引き続き保有しているリスクも含まれる。

バーゼル委は、最近の金融市場の動向から生じた監督上及びリスク管理上の課題を引き続き検討し、必要に応じて、実用的で必要十分な監督上の対応を検討する方針である。

(注)

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。同委員会のメンバーは、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、及び米国の代表から成る。